

関係各位

神奈川県厚木土木事務所

## 土砂災害防止法に基づく基礎調査（急傾斜地の崩壊）のお知らせ

日頃より本県の砂防関係事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では、土砂災害防止法に基づく基礎調査（急傾斜地の崩壊）の2巡目調査として、道路上から斜面を目視調査する予定でしたが、調査方法を検証したところ、宅地内に立ち入らせていただく必要のある箇所が多くありましたので、調査方法を変更し、今後の調査では宅地内に立ち入らせていただくことがあります。

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の間合せ先にご連絡をお願いいたします。

○調査の期間 令和5年2月下旬から令和5年3月下旬まで

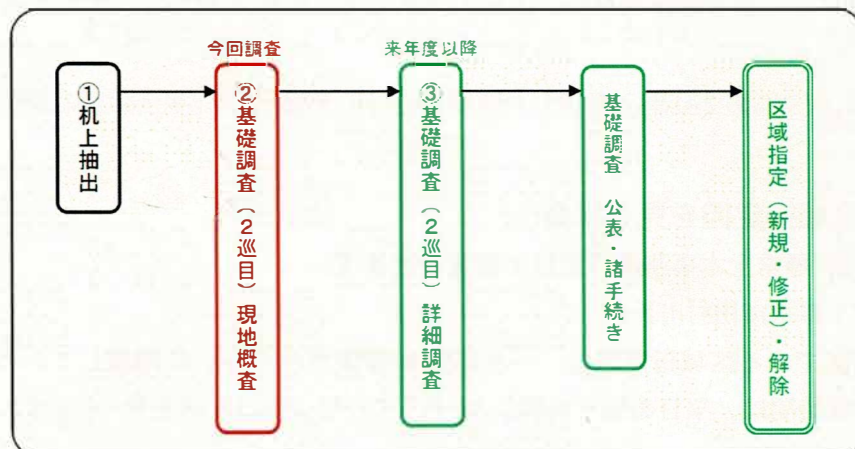
○調査会社 キタイ設計株式会社  
担当部署 大阪支社技術部  
電話番号 072-683-0112  
調査責任者 平田

○問合せ先 神奈川県厚木土木事務所 河川砂防課 中野  
電話番号 (046)223-1711 内線232

### ○調査の概要

- ・宅地内に立ち入らせていただく場合は、調査員が立ち入りのご了解を得たうえで、家屋の裏など斜面の近くに立ち入り、斜面の目視調査と写真撮影を実施します。  
(家屋の中には立ち入りません。)
- ・調査員は「身分証明書」を携帯し、本調査の作業員であることを明確にします。
- ・調査に立ち会っていただく必要はありません。
- ・調査は斜面を中心に行いますので、状況によっては、宅地内に立ち入りをしない場合もあります。

### 身分証明書の例

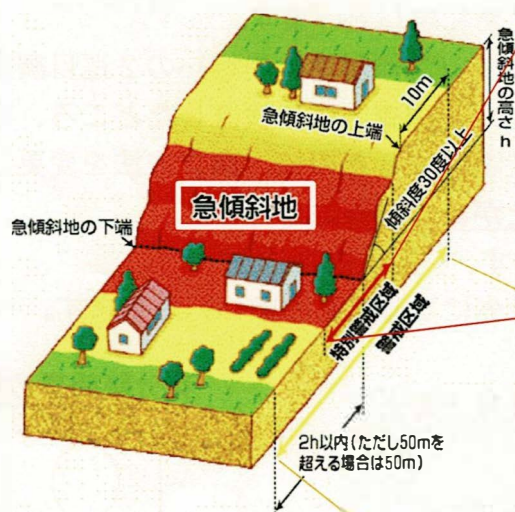


## ■土砂災害防止法とは

(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」)

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

## ■土砂災害警戒区域等とは



### 土砂災害特別警戒区域 (通称「レッドゾーン」)

- 建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- 区域指定後は、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
- 指定要件：土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、建築物が耐えることのできる力の大きさを上回る区域

### 土砂災害警戒区域 (通称「イエローゾーン」)

- 土砂災害のおそれのある区域
- 区域指定後は、危険性の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
- 指定要件：
  - ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
  - ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
  - ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

## ■土砂災害警戒区域等の指定範囲の確認方法

### ◎インターネットで区域指定図を見る場合

「神奈川県土砂災害情報ポータル」(神奈川県ホームページ)で区域指定図を見る事ができます。

※操作方法等、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

#### ・パソコン向け

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

#### ・スマートフォン・タブレット向け

右のQRコードを読み取るか、下記のアドレスを直接入力して、アクセスしてください。

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/mobile/>



### ◎窓口で区域指定図を見る場合

神奈川県 厚木土木事務所の窓口で閲覧できます。

住所：厚木市田村町2-28

※閲覧できる区域指定図は、「土砂災害情報ポータル」に掲載している指定図と同じです。

※閲覧時間は、平日の開庁時間8:30~17:15(12:00~13:00を除く)です。